

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景・趣旨

人口減少や少子高齢化の進行、人々の価値観やライフスタイルの多様化、災害や感染症リスクの高まりなど、地域福祉を取り巻く環境が変化する中、地域福祉を支える担い手が減少し、人と人とのつながりが希薄化するなど、地域で支え合う力が低下してきています。このような個人や世帯を取り巻く環境の変化により、地域住民が抱える生きづらさやリスクが複雑化・複合化（8050問題、ダブルケア、社会的孤立など）してきており、これまでの高齢者、障がい者、子どもなどの対象者や、生活困窮、保健、医療等の分野ごとの公的支援制度では対応することが難しいケースの増加が懸念されています。

このような中、国においては、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」、「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現を推進しており、その実現に向けては、福祉の領域だけではなく、まちづくりや産業、防犯・防災、環境、教育等との連携が不可欠とされています。

本町においても、これらに対応すべく近年の国・県の動向を踏まえ、「龍郷町地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定し、地域福祉の更なる推進を目指すことを目的としています。

「地域共生社会」の実現に向けた国の主な動向		
平成 28 年 7 月	「我が事・丸ごと」地域共生 社会実現本部の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民が「我が事」として主体的に地域づくりに取り組む仕組みをつくっていく ・地域づくりのための支援と地域での課題を公的な福祉サービスへつなげるための包括的な（「丸ごと」）支援体制の整備を進める
平成 29 年 6 月	社会福祉法の一部改正 「地域包括ケアシステムの強化のための 介護保険法等の一部を改正する法律」 （平成 30 年 4 月施行）	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村地域福祉計画策定が努力義務化 ・福祉の各分野における「上位計画」として位置付け
平成 29 年 12 月	「社会福祉法に基づく市町村 における包括的な支援体制の 整備に関する指針」の策定・ 公表及び関連通知の発出	<ul style="list-style-type: none"> ・「市町村地域福祉計画の策定ガイドライン」が示される
令和 2 年 6 月	「地域共生社会の実現のため の社会福祉法等の一部を改正 する法律」の公布 （令和 3 年 4 月施行）	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉の推進にあたり、地域住民が相互に尊重し合いながら参加し、地域共生社会の実現を目指す必要があることを明記 ・福祉分野に関連する法律に基づき事業を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」の創設等
令和 3 年 3 月	「地域共生社会の実現に向け た地域福祉の推進について」 の改正	「社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針」の改正

2. 地域福祉とは

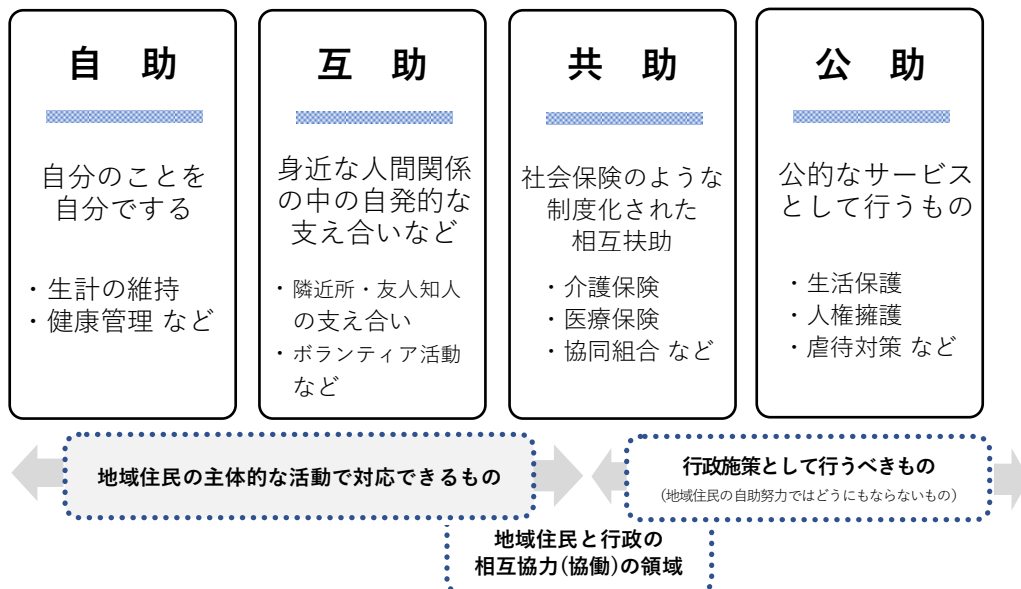
「福祉や保健などの多様な生活課題に地域全体で取り組む仕組み」と捉え、行政や事業者だけではなく、地域住民もその課題解決に向け、自発的に取り組み、地域に即した創意と工夫による福祉活動を総合的に推進します。したがって、高齢者、障がい者、子どもなど、対象者ごとに捉えられている福祉に対して地域社会を基盤とし、協働に基づいて、身近な地域社会を構築することで、一人ひとりのよりよい福祉の実現を目指すものです。

3. 自助、互助、共助、公助の視点

「龍郷町地域福祉計画・地域福祉活動計画」では、地域での支え合いや助け合いによる福祉に関する取組を示すこととなります。具体的には、住民一人ひとりの役割や隣近所などの身近なつながりで助け合うこと、地域の組織や団体が取り組むこと、社会福祉協議会が取り組むこと、役場などの行政機関が取り組むことなど、地域社会を構成するそれぞれの立場での役割分担について描くこととなります。このことは、「自助」「互助」「共助」「公助」の視点で整理することができます。

人々が生活を営んでいる地域社会が、そこに住むすべての人たちにとって住みやすいところとなるためには、公的な制度による福祉サービスが整備される（公助）だけでなく、家族を含めた自らの行動（自助）や、隣近所の住民同士などの身近な人間関係の中で、組織化されていないけれども、お互い様の気持ちで支え合い、助け合うこと（互助）も大切になります。同時に、地域住民や地域活動・地域福祉活動を行う人々や福祉サービス事業者などが地域において組織をつくり、それぞれが役割を担った活動（共助）は、家族機能の弱体化や近隣住民同士の関係性の希薄化などが指摘される中、その重要度がますます高まっています。

本町の地域包括ケアシステム「わきゃシマ」どうくさネットにおいても、この4つの「助」により各主体の役割分担を明確にし、取組を推進しています。



4. 地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係

公的なサービスの提供だけでは対応できない問題や困りごとは、福祉領域だけでなく、医療、就労、教育などの生活全般に関する問題が複合的に絡み合っている場合も多いため、地域、ボランティア、団体・事業所、行政が連携し、包括的・総合的に支援していく必要があります。

このような「地域共生社会」の実現のために、具体的な取り組みを示したのが「地域福祉計画・地域福祉活動計画」です。

「地域福祉計画」は、社会福祉法第 107 条に基づき市町村が策定する行政計画です。

そのため、「地域福祉計画」は、こうした規定に基づき、地域福祉を推進していくための理念や福祉ビジョンを定めつつ、その実現のための基盤や体制づくりなど総合的な方向性を示します。

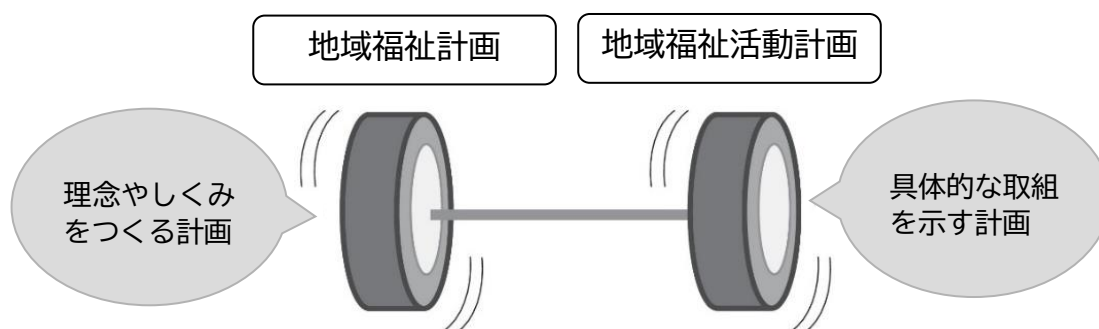
一方、「地域福祉活動計画」は、民間組織である社会福祉協議会が策定する活動計画です。

社会福祉法第 109 条において、社会福祉協議会は「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」とされています。

そのため、「地域福祉活動計画」は、市町村が策定した「地域福祉計画」の理念やビジョンを踏まえつつ、社会福祉協議会が地域住民や関係機関等と連携し、地域福祉を推進するための具体的な取り組みを示します。

今回策定する「龍郷町地域福祉計画・地域福祉活動計画」は、法律に定められた地方自治体の責任を果たすため、地域住民、行政、社会福祉協議会、関係機関や事業所が連携し、地域の課題を解決していくために取り組む内容を示します。

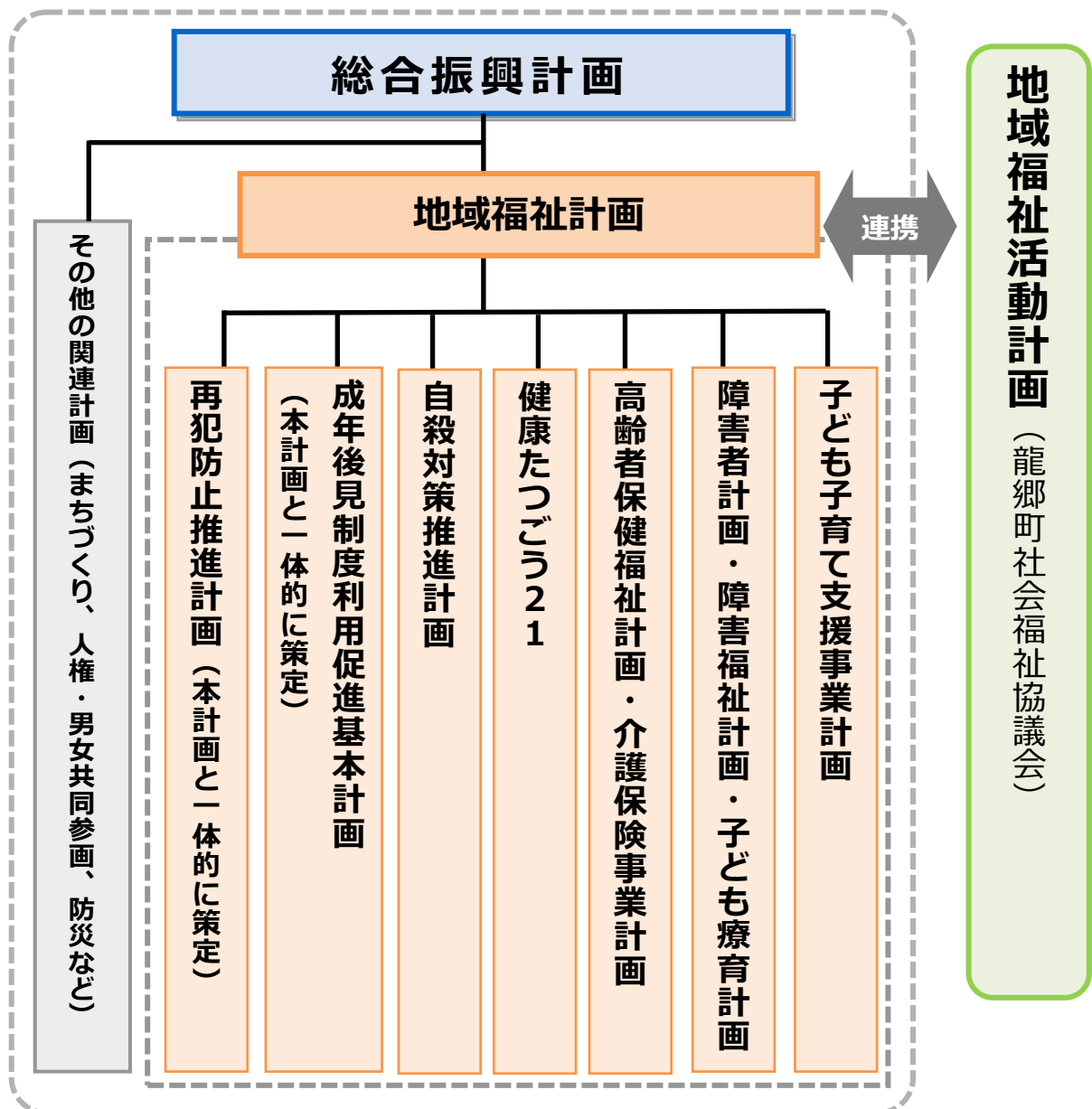
なお、「地域福祉計画」「地域福祉活動計画」の両方の内容を盛り込んだ一体型とすることとします。



5. 計画の位置づけ

本計画の策定にあたっては、各種個別計画とは基本的な理念を共有するなどし、調和が図られた内容とします。各計画において、既に施策や取組が体系的に実践されていることや、社会福祉法等において計画に盛り込むべき事項として規定された内容を踏まえて、本計画に具体的に掲げる取組等は、地域福祉の推進に資する要素を含むものととどめます。各種個別計画と重なる部分については、その全部または一部をもって地域福祉計画の一部とみなします。

また、本計画の「第5章 龍郷町成年後見制度利用促進基本計画」を成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項に規定される「市町村成年後見制度利用促進基本計画」として位置付けるとともに、「第6章 龍郷町再犯防止推進」を再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）第8条第1項に規定される「地方再犯防止推進計画」として位置付け、本計画と一体的に策定するものとします。



6. 計画の期間

計画期間は、令和5年度から令和9年度までの5年間とします。

なお、社会経済情勢や制度改正など、地域の状況が大きく変化した場合には、計画期間中においても見直しを行うこととします。

7. 計画の策定体制

(1) 住民アンケート調査の実施

計画の策定にあたり、住民の意識や今後のまちづくりに向けた意向などを把握することを目的に、18歳以上の900人を対象とした「アンケート調査」を令和3年12月中に実施しました。

(2) 関係団体等アンケート調査の実施

地域での福祉課題や今後の地域福祉推進に向けた意向を把握することを目的に、民生委員・児童委員ならびに地域福祉支援に関わっている関係団体の方たちを対象とした「アンケート調査」を令和4年1月に実施しました。

(3) 地域座談会の実施

町内20集落の区長、民生委員・児童委員、世話焼きさん、子ども会育成会、高齢者代表などに参加いただき、集落の課題やあるべき姿、地域づくりの役割分担などの意見交換を令和4年6、7月に実施しました。

(4) 龍郷町地域福祉計画策定委員会の実施

本計画の策定にあたっては、関係機関・団体代表者、住民代表者等で構成される「龍郷町地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定委員会」を令和4年9月から令和5年3月にかけて計3回開催し、計画について検討・意見聴取を行いました。

(5) パブリックコメントの実施

計画案を龍郷町及び龍郷町社会福祉協議会それぞれのホームページ並びに窓口で公表し、令和5年3月に計画内容全般に関する意見募集を行いました。(期間中、寄せられたご意見はありませんでした。)